

今月の特集

1. マイナンバー【個人番号カード】について
2. 仕事と家庭の両立支援を目的とした助成金が新設される見込みです
3. 特別加入給付日額の事前申請はお済みですか？

1. マイナンバー【個人番号カード】について

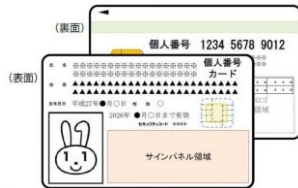
(1)「個人番号カード」とは従来の住基カードに置き換わるカードとして今後広く活用されていくカードで、公的身分証明証として使うことができます。

入手方法は、個人番号カードは通知カードとともに送付される申請書を郵送する、または交付申請機関で申請するなどを行い、随時交付を受けることができます。個人番号カードの交付を受けるときは、通知カードを市区町村に返納しなければなりません。

つまり、通知カードが送られてきた際に、個人番号カードの申請書も同封されています。顔写真を添付し、必要な事項を書いて返送すると、市区町村の窓口で個人番号カードを受け取ることが出来ます。

この個人番号カードですが、裏面に個人番号が記載されているため、裏面をコピーする事は自分の個人番号が流出してしまうリスクがありますので十分ご注意ください。

(2)有効期限がある  
個人番号カードには有効期限があります。20歳以上の成人は10年ごとの更新、20歳未満の未成年は容姿の変化を考慮して5年となる予定です。  
これは、顔写真が貼られているので、年月が経つと確認ができにくくなるためです。赤ちゃんの場合、5歳までは赤ちゃんのときの写真を使うことになります。



(3)個人番号カードにはICチップが搭載されているが、その中身は？

搭載されているICチップについて皆さんの関心が一番高いところは、「身分証明証として個人番号カードを使用した場合、ICチップからいろいろな情報を引き出されるのではないか」、「ICチップには何の情報格納されているのか」といった点ではないでしょうか。

ICチップの中身は①氏名 ②生年月日 ③性別 ④個人番号および総務省令で定める事項（公的個人認証に関係する電子証明書など）⑤市区町村で条例に定められた事項などに限られています。

納税額や年金給付額などといった社会保障や税の詳細に立ち入った情報が記載されることはありません。万一、カードリーダーで読み取ろうとしても、ICチップの中にはその情報はありません。個人番号そのものは読み取れますが、それ以上の付随する情報は漏えいしません。

2. 仕事と家庭の両立支援を目的とした助成金が新設される見込みです

平成28年度予算案における両立支援等助成金の概要です。※国会の審議状況により詳細が決定いたします。

1 出生時両立支援助成金（仮称）※新設 男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りのための取組みを行い、男性労働者に一定の育児休業を取得させた事業主に助成します。

◆支給対象となるのは、子の出生後8週間以内に開始する14日以上（中小企業は5日以上）の育児休業です。

◆過去3年以内に男性の育児休業取得者が出ている事業主は対象外です。

◆支給対象となるのは、1年度につき1人までです。

【支給額】

- 中小企業 取組及び育休1人目：60万円  
2人目以降：15万円
- 大企業 取組及び育休1人目：30万円  
2人目以降：15万円

2 介護支援取組助成金（仮称）※新設 労働者の仕事と介護の両立に関する取組を行った事業主に助成します

◆支給対象となる取組は、厚生労働省で作成している「介護離職を予防するための両立支援対応モデル」に基づく取組とする予定です。

◆具体的には、以下の全ての取組を行った場合に支給対象とする予定です。

- ①従業員の仕事と介護の両立に関する実態把握（社内アンケート）
- ②介護に直面する前の従業員への支援（社内研修の実施、リーフレットの配布）
- ③介護に直面した従業員への支援（相談窓口

の設置及び周知）  
【支給額】1企業1回のみ：60万円  
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000112275.pdf>

3. 特別加入給付日額の事前申請はお済みですか？

給付基礎日額変更の事前申請とは、労災保険に特別加入している人に翌年度適用される給付基礎日額を変更するための申請を今年度末(3月)に行うことをいいます。

・給付基礎日額の変更は、「年度更新」期間(平成28年6月1日から7月10日まで)にも行うことができますが、平成28年4月1日から申告書提出日までの間に万が一被災された場合には、28年度には給付基礎日額を変更することができません。

◆翌年度の給付基礎日額の変更を検討されている事業所様は、3月中の事前申請をお勧めします！◆



【発行元】SATO 社会保険労務士法人  
札幌オフィス  
〒060-0906  
札幌市東区北6条東2丁目3番1号  
TEL：011-351-3010  
FAX：011-702-2050

本紙掲載記事等の無断転載はご遠慮ください。

